

第 3 2 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

令和 8 年 3 月 1 6 日 開 会

令和 8 年 3 月 1 6 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

令和8年3月16日（月）午前9時30分 米沢市農業委員会第32回定例総会を米沢市役所庁議室に招集した。

出席委員（18名）

1番 小関善隆 委員	7番 鈴木和義 委員	13番 古畑功一 委員
2番 我彦正福 委員	8番 樋渡由美 委員	14番 佐藤利夫 委員
3番 山王堂民榮 委員	9番 高山吉典 委員	15番 長谷部吉雄 委員
4番 佐藤政和 委員	10番 遠藤伊一 委員	16番 相田市三郎 委員
5番 宮崎雅文 委員	11番 小関敏弘 委員	18番 鈴木晃子 委員
6番 木村彰博 委員	12番 橋本政美 委員	19番 桐澤林右衛門 委員

欠席通告委員（1名）

17番 伊藤俊浩 委員

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（2名）

農業振興課

主 任	伊藤文昭
主 任	遠藤由希

会議に出席した事務局職員（7名）

事務局 長	相田悦志
事務局 長補佐兼農地主査	宮原 功
農政振興 主査	高世 琢
主 査	丸田 淳
主 査	瀧口圭史
主 査	片山紀子
主 任	須貝祐太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|------------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 報第2号 | 農地法第18条第6項規定による通知について |
| 議第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 農用地利用集積等促進計画（案）について |
| 議第4号 | 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について |
| 議第5号 | 令和8年度最適化活動の目標の設定等について |

2. その他

開 会 午前9時30分

高世主査 これより第32回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。
初めに、「農業委員会憲章」の唱和を14番 佐藤利夫委員のご発声にて
よろしく願いいたします。

(唱和)

高世主査 ありがとうございます。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。

山間地のほうはまだ雪があるかもしれませんが、雪解けがかなり進み、平野部のほうでは大分田んぼの雪もなくなった状況であります。

お手元に山形新聞の記事をお配りしましたが、3月7日にお米をテーマにした懇談会が催されました。太田克典市議会議員から、農業委員等が出席し懇談してもらえないかという依頼がありまして、6名の方に出席をしていただきました。

平野部や山間地、鳥獣被害など様々な問題が出るかと思ひまして、各分野の大規模農家とお米の流通を担うJAなど多様な専門分野の6人を個別に選んで出席いただいたものです。

中部コミセンで開催されたわけですが、話し合いはファシリテーション形式で、付箋に問題を書き出して、同じものがあれば統合して答えるというような形で行ったところであります。

内容的には、お米の値段というのが一番関心があるところだと思いますが、そのほかにも農業の色んなことを発信してきました。ほとんどの消費者の方は農業の実情というか中身を知らないというような実態が浮かび上がったわけですね。例えば、鳥獣被害は周りを見れば分かりますが、土地改良してその維持管理費は農家の人が払っていることについては、「え、お金を払っているんですか」というような発言があったり、水窪ダムの職員の給料は農家の負担金が充てられているということについてもほとんど知っている人がいなかったということなどもあって、今まで、農業からそういう情報発信をしてこなかったことで、米価の高い安いだけに目を向けてきた人が多いのかなと感じたところでありました。

大変有意義な話し合いでありましたので、私が帰った後にコミセンに残った人たちで話し、新米が出る秋頃にまた開催してもらいたいというような話があったようです。いろんな品種の食べ比べをしてみたいなどと盛り上がったようでもありますので、そういうお話が出れば、できる限り協力をしていきたいなと思ったところでありました。

あと、市議会 3 月定例会が行われており、農業委員会に質問がありました。佐藤弘司議員の質問で、農地の転用許可した後、周りの管理はどこなのか、管理について農業委員会が関係するとき農地転用許可の附帯条件をつけられないかと話をいただいたところであります。

周りの水路については、米平や堰組合とかで管理しているところはいいでしょうけれども、そうでない水路とかがあるわけで、それについては、基本的には米沢市が管理をするということになっているようです。ただ、転用許可後の管理まで私たちの許可要件には含まれておりません。被害防除的な点については転用申請の受付をするときに調査に入っていますが、転用許可後の管理までは入っていません。米沢市単独で許可附帯要件をつけるということはできないわけで、法律の中でやっておりますので、全国统一した対応というのを答弁したところであります。

農地法に関わる農業委員会の役割に興味・関心等を持ってもらえれば農業全般の理解が得られてくるのではないかと思ったところあります。

以上、2 点をお話ししたところです。今日は大変ご苦労さまでございます。ありがとうございました。

高世主査

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長

それでは、議事の進行をさせていただきます。

本日の出席は 18 名であります。欠席通告は、17 番 伊藤俊浩委員。よって、本日開催の米沢市農業委員会第 32 回定例総会は成立をいたしました。

今回の議事録署名委員には、11 番 小関敏弘委員、12 番 橋本政美委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

高世主査

(挙手)

議長

高世主査。

高世主査

議案の訂正はございませんが、議事運営についてご提案いたします。本日、新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定についてが、議第 4 号として上程になりますが、議第 1 号の農地法第 3 条の規定による許可申請についての中に、新規就農者を申請人とする議案がございますので、報第 2 号の審議終了後、議第 4 号の審議を先にお願ひし、その後議第 1 号より順次審議をいただきますようご提案いたします。

議長

それでは、お諮りします。

ただいまの事務局提案の議事運営についてご異議ございませんか。

全委員 異議なし。
議長 異議がないので、事務局提案のとおり議事を進めます。
初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)
議長 瀧口主査。
瀧口主査 報第1号 非農地証明の報告について。次のとおり、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。
受理番号40号の計1件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、畑のみ1筆 32.00㎡です。
受理番号40号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。利用状況は、平成17年8月18日付で農地法第5条の許可済みです。
以上、よろしくお願ひします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。
全委員 なし。
議長 ないので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。
次に、報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査 (挙手)
議長 丸田主査。
丸田主査 報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、委員会に報告いたします。
受理番号41号から49号の計9件となります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ23筆 28,017.00㎡です。
受理番号41号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。
受理番号42号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。
受理番号43号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。
受理番号44号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、転貸人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。
受理番号45号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積に

つきましては記載のとおりです。

受理番号46号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、転貸人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号47号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号48号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号49号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、転貸人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、以上で報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わります。

次に、先にお諮りしたように議第4号 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査
議 長
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

議第4号 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準による新規就農者の認定について。米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準第4条の規定による営農計画等の提出がありましたので、同基準第5条第1項の規定により認定の可否を求めるため委員会に付議します。

提出者は○○にお住まいの△△△△さんです。年齢は37歳で市内の農家出身です。営農計画では、親とは別経営で露地野菜を作付し、主に米沢青果市場に出荷をしていく計画となっております。研修としては、米沢青果市場のきゅうり部会に昨年1年間加入し、種苗会社や同じ部会の農家さんから栽培技術等を専門的に学んでおります。農地については、自宅近くの○○地区で、親の農地を借受けする予定となっております。

なお、先日の農事相談にて、属地の第1ブロックにて面談を行っております。

以上、ご審議よろしくお願ひします。

議 長
10番
議 長

この件について、担当地域の委員から営農計画等に基づく面談結果の説明をお願いいたします。

(遠藤伊一委員 挙手)

10番 遠藤伊一委員。

- 10番 10番 遠藤です。ただいま事務局から報告があったとおりであります、先日の農事相談に、〇〇〇〇さんが見えられまして、営農計画書を提出したとおりの意向をお話ししていただきまして、これからやっていく決意を感じたところであります。営農指導員として油井利明推進委員が、十分に相談に乗っていただけるということで頑張っていたきたいと思います。第1ブロックの農業委員・推進委員一同が間違いないということで、今回、総会に諮ってもらおうようになりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。
- 議長 それでは、本件について意見並びに質問はありませんか。
- 全委員 なし。
- 議長 ないので、〇〇〇〇氏について新規就農者として認定することに異議ありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないので、議第4号の〇〇〇〇氏について、米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準により新規就農者として認定することに決定をいたしました。
- 議長 それでは次に、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。
- 3番 (山王堂民榮委員 挙手)
- 議長 3番 山王堂委員。
- 3番 私に関係のある案件がありますので、退席させていただきます。
- (山王堂民榮委員 退室)
- 議長 それでは、先に受理番号81号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。
- 丸田主査 (挙手)
- 議長 丸田主査。
- 丸田主査 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について、農地法第3条の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に審議を求めます。
- 受理番号81号の計1件となります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、畑のみ2筆 3, 569.00㎡です。
- 受理番号81号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。
- 以上、ご審議よろしくお願ひいたします。
- 議長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。
- 9番 (高山吉典委員 挙手)

議 長 9番 高山委員。

9 番 9番 高山です。受理番号81号を説明します。所在地、地番等は記載のとおりであります。現在、〇〇〇〇さんが耕作をしております、△△さんは〇〇在住であります。芳泉町にある農地を処分したいということで、〇〇さんに話がいき、売買という方向になったようです。問題ないかと思われますので、ご審議よろしくをお願いします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号81号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号81号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、の受理番号81号は議案書のとおり許可することに決定をいたしました。
(山王堂民衆委員 入室)

議 長 それでは、ただいまの受理番号81号を除く受理番号70号から80号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。
(挙手)

丸田主査 丸田主査。

議 長 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について、農地法第3条の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に審議を求めます。

受理番号81号を除く受理番号70号から80号の計11件となります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田37筆 44, 563.00㎡、畑1筆 214.00㎡、合計38筆 44, 477.00㎡です。

受理番号70号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号71号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号72号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号73号 渡人 〇〇〇〇、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号74号 渡人 〇〇〇〇外1名、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号75号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号76号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号77号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号78号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号79号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号80号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による無償の貸借です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

なお、複数調査したところについては、まとめて報告をお願いしたいと思います。

それでは、受理番号70号について、上程いたします。

4 番

(佐藤政和委員 挙手)

議 長

4番 佐藤政和委員。

4 番

4番 佐藤です。受理番号70号と73号を一括で報告させていただきます。

まず、受理番号70号についてですが、申請人、土地の表示につきましては、記載のとおりです。借人の○○○○は、高島町の小其塚ですが、矢野目の隣接ということではかの部分についても耕作をされていて、何ら問題はないかと考えますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

続いて、受理番号73号についてです。申請人、土地の表示につきましては記載のとおりになっております。2月25日に受人の○○○○さんにお聞きをしたところ、△△△△さんから、賃貸借の解約をして売買をしてほしいという旨の話があり、今回このような申請をしたということです。以前から賃貸借で耕作をされており、何ら問題はないかと思ひますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

議 長

続いて、71号。

7 番

(鈴木和義委員 挙手)

議 長

7番 鈴木和義委員。

7 番 7番 鈴木です。私から受理番号71号、76号、79号、80号について報告します。

まず初めに71号ですが、所在、申請人等につきましては議案書のとおりとなっております。今まで3条での賃貸借でしたが、今回3条での売買ということで何も問題はないかと思えます。

続きまして、76号、所在並びに申請人については議案書のとおりです。昨年度までは集積機構による賃貸借でしたが、任期満了ということで、3条での賃貸借で期間は3年間ということでしたので、今後も作付予定ということで何も問題はないかと思えます。

続きまして、79号、所在、申請人等については議案書のとおりです。今回、農用地利用集積等促進計画の中にも〇〇さん、△△さんの案件があるのですが、その土地に隣接する地域計画に属さない農地の売買ということで、経営面積の拡大ということで何も問題はないかと思えます。

続きまして、80号についてですが、先ほど議案にありました新規就農者の〇〇〇〇さんが借人で、土地の表示等は議案書のとおりです。今回、お父さんと息子さんとの間での10年間の無料賃貸借ということ、また、昨年までお父さんの畑や水田等のお手伝いもしていたということで、何も問題はないかと思えますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

議 長 続いて、72号。

2 番 (我彦正福委員 挙手)

議 長 2番 我彦委員。

2 番 2番 我彦です。受理番号72号について報告します。所在、地番、面積は議案書記載のとおりです。2月25日に受人の〇〇さんの家に行って話を聞いてきました。渡人の△△△△さんの奥さんが亡くなったお父さんから相続した田でした。このたび奥さんが亡くなったということで、夫の〇〇〇〇さんが相続したのですが、相続はしたものの、田を処分したいということで、以前から〇〇さんが借りて作っていたので、今回購入するということです。特に問題ないと思えますので、ご審議よろしくお願ひします。

以上です。

議 長 続いて、74号。

1 3 番 (古畑功一委員 挙手)

議 長 13番 古畑委員。

1 3 番 13番 古畑です。74号、75号について、報告します。

初めに74号ですが、所在地、地番、地目、面積等は記載のとおりです。2月25日に〇〇さんに電話をし、間違いはないかということで確認しました。

ここは121号の脇ですが、土地改良がなっていないということで、お父さんが亡くなられて、もう2人の名義になっていますが、すぐに処分したいということがあったようで、△△△△さんが面積を拡大するということで、売買になりました。

次に、75号ですが、所在、地番、地目、面積等は記載のとおりです。2月27日に〇〇さんに聞き取りをしました。この土地は、土地改良になっているところとなっていないところの2つありまして、今までは△△さんが作業受託で田植と稲刈りをしていたのですが、それを〇〇さんがやめたいということだったものですから、△△さんが借りるということで、何ら問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議 長
9 番
議 長
9 番

続いて、77号。

(高山吉典委員 挙手)

高山委員。

9番 高山です。77号について説明します。所在、地番等は記載のとおりです。〇〇〇〇さんの育苗ハウスに△△さんの農地から生えている木の枝がかかっているということで、△△さんのほうに切っていいかという確認をしたところ、もう農業をするつもりはないから、隣接しているので買ってもらえないかということで売買になったようであります。購入した後は、山菜を植える予定ということでした。問題ないかと思われまます。ご審議をお願いします。

議 長
10 番
議 長
10 番

続いて、78号。

(遠藤伊一委員 挙手)

10番 遠藤委員。

10番 遠藤です。私から78号について報告します。

賃貸の申請であり、調査は3月2日にお会いをして聞き取りしました。申請地は大宇木和田地内の圃場で、受人の△△△△さんは新規就農者ということで頑張っている最中である方です。営農計画書の中にもありましたが、少しずつ規模拡大をしていきたいということで、今現在耕作している農地の隣接している農地を〇〇〇〇さんという方から借りたいという内容です。これからも木和田地内で農業をやめていく方がいらっしゃるかと思いますので、その辺も考えながら、今回少しではありますが借りたいということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議 長
全 委 員

それでは、受理番号81号を除く受理番号70号から80号について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

議 長 ないので、受理番号 81 号を除く受理番号 70 号から 80 号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、受理番号 81 号を除く受理番号 70 号から 80 号は議案書のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請がありましたので、審議を求めるため委員会に付議します。

受理番号 30 号の計 1 件で、申請のありました地目別の筆数及び地積は、田のみ 1 筆 52.00m²です。

受理番号 30 号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、駐車場の造成のためです。こちらは都市計画法の用途地域内です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。それでは、受理番号 30 号を上程いたします。

5 番 (宮崎雅文委員 挙手)

議 長 5 番 宮崎委員。

5 番 5 番 宮崎です。受理番号 30 号の案件に関しまして、調査結果を報告します。受人、渡人並びに所在地は記載のとおりとなっております。詳細は申請位置図をご覧くださいと思います。イオン米沢店の東側に△△があったのですが、その駐車場の土地を併用地として、今回申請地、一部の土地ですが、農地ということでそちらを転用して一体利用ということで活用したいという案件です。

受人の○○さんですが、現在△△にお住まいですが、このたび米沢市でクリニックを開業したいということで、その駐車場として利用したいという内容となっております。3月2日に現地確認並びに担当の行政書士の△△さんに確認をしまして、問題ないと思われま。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号 30 号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号30号について、許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について、を議題といたします。議題の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議長 須貝主任。

須貝主任 議第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について意見を聴くため、委員会に付議いたします。

受理番号1号から24号の計24件です。内訳は、売買による所有権移転が15件、賃借権の設定が9件、申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ81筆 106, 468. 16㎡、合計も同様です。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号4号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号5号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号6号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号7号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号8号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号9号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号10号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号11号 受人 ○○○○、渡人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号12号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号13号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号14号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号15号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号18号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号19号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号20号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号21号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号22号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号23号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号24号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。

なお、本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長
全 委 員
議 長
全 委 員

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号1号から24号について、議案書のとおり決定することに異議ありませんか。

異議なし。

議 長 異議がないので、議第3号 農用地利用集積等促進計画（案）については、議案書のとおり決定いたしました。

次に、議第5号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原補佐 (挙手)

議 長 宮原補佐。

宮原補佐 議第5号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について、につきましては、去る3月3日開催の活動計画策定委員会でご確認いただき、先日の農事相談で皆さんにもご確認いただいたところです。

つきましては、この内容で公表及び県を經由し国へと報告することについて承認を得るため、委員会に付議いたします。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ただいまの事務局の説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、議第5号について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第5号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で1の提出議案についての審議は終了しました。

続いて、2のその他に移りますが、皆様方から何かご発言等ございませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないようですので、2のその他を終了し、以上で本日の第32回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉 会 午前10時07分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和8年3月16日（月）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

小関 敏弘

議事録署名委員

橋本 政美